

独立行政法人工業所有権情報・研修館職員給与の臨時特例に関する規程

20120425 情館 003

平成 24 年 5 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人工業所有権情報・研修館職員給与規程（20010401 情館 005。以下「給与規程」という。）の特例を定めることを目的とする。

(給与規程の特例)

第 2 条 この規程の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、給与規程別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（給与規程（20060401 情館 026）附則第 3 項の規定による俸給を含み、当該職員が給与規程第 28 条第 1 項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 一 2 級以下 100 分の 4.77
- 二 3 級から 6 級まで 100 分の 7.77
- 三 7 級以上 100 分の 9.77

2 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 職責手当 当該職員の職責手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の職責手当に対する地域手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- 三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 五 給与規程第 27 条第 1 項から第 5 項まで又は第 7 項の規定により支給される給与当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
 - イ 給与規程第 27 条第 1 項 前項及び前各号に定める額

- ロ 給与規程第27条第2項又は第3項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 給与規程第27条第4項 前項及び第二号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 給与規程第27条第5項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 給与規程第27条第7項 第三号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 3 特例期間においては、給与規程第15条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額、職責手当の月額及び業務調整手当の月額の合計額を当該年度の1箇月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 特例期間においては、給与規程附則（20101130 情館 005）第2項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第二号から第五号まで及び第3項の規定の適用については、第1項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から給与規程附則（20101130 情館 005）第2項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第二号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から給与規程附則（20101130 情館 005）第2項第二号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第三号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与規程附則（20101130 情館 005）第2項第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第四号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与規程附則（20101130 情館 005）第2項第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第五号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第二号及び第三号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第二号及び第三号」と、同号ハ中「前項及び第二号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第二号」と、同号ホ中「第三号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた第三号」と、第3項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則（20101130 情館 005）第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（端数計算）

第3条 この規程により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成24年5月1日 20120425 情館 003）

(施行期日)

この規程は、平成24年5月1日から施行する。